

回答書

令和5年2月20日付け第87096号書留内容証明郵便物にて、ご質問のありました件につきまして、下記のとおりご回答させていただきます。

質問1、「宇陀市教育委員会の業務に、宗教法人の運営や人事についての指導が含まれているのでしょうか。今現在の見解をお教えください。」について

回答1、宗教法人は、「宗教法人法」（昭和26年4月3日法律第126号）第18条の中で、代表役員及び責任役員に関して次の規定があります。

第十八条 宗教法人には、三人以上の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする。

2 代表役員は、規則に別段の定がなければ、責任役員
の互選によつて定める。

3 代表役員は、宗教法人を代表し、その事務を総理
する。

- 8-12
- 4 責任役員は、規則で定めるところにより、宗教法人の事務を決定する。
- 5 代表役員及び責任役員は、常に法令、規則及び当該宗教法人を包括する宗教団体が当該宗教法人と協議して定めた規程がある場合にはその規程に従い、更にこれらの法令、規則又は規程に違反しない限り、宗教上の規約、規律、慣習及び伝統を十分に考慮して、当該宗教法人の業務及び事業の適切な運営をはかり、その保護管理する財産については、いやしくもこれを他の目的に使用し、又は濫用しないようにしなければならない。
- 6 代表役員及び責任役員の宗教法人の事務に関する権限は、当該役員の宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含むものではない。

と書かれており、宗教法人は、法人の「規則」を定めて、自主性や主体性を持ち、その規則に基づき活動をされるものであるため、当市において宗教法人に対しての運営や人事についての指導権限は、含まれません。

質問2、「宇陀市教育委員会は、地域慣習は遵法に勝るとお考えでしょうか、今現在の見解をお教えてください。」について

回答2、法と慣習が対する概念はないですが、仮に対立する場合は、法が優先されます。

質問3、「大蔵寺は文化財を有しておりますが、この文化財の管理主体は何処でしょうか。宇陀市教育委員会の見解をお教え下さい。」について

回答3、「文化財保護法」(昭和26年12月24日法律第318号)には、所有者の管理義務及び管理責任者について次の通り書かれています。

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適

当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。

- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

と書かれており、文化財の管理主体は、先ず所有者である宗教法人大蔵寺であります。但し、他に管理団体が就いている場合は、その管理団体となる場合があります。

質問4、「宇陀市の個人情報に対する条例や規則がありましたら、お教えください。」について

回答 4、宇陀市個人情報保護条例、宇陀市個人情報保護条例施行規則等があります。

令和 5 年 3 月 13 日

奈良県宇陀市大字陀栗野 9 0 6

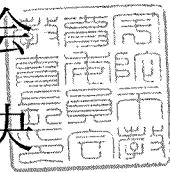
宗教法人大蔵寺 代表役員

田邊宏史 様

奈良県宇陀市榛原下井足 1 7 - 3

宇陀市教育委員会

教育長 田淵泰央



この郵便物は令和 5 年 3 月 13 日
第 95254 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

